

●香川県警察本部告示第7号

香川県警察公舎等管理規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月25日

香川県警察本部長 岡本 慎一郎

香川県警察公舎等管理規程等の一部を改正する規程

(香川県警察公舎等管理規程の一部を改正する規程)

第1条 香川県警察公舎等管理規程(平成12年香川県警察本部告示第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義等) 第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 公舎 香川県警察本部長(以下「警察本部長」という。)、香川県警察本部の部長、首席監察官、<u>地域監、サイバー・情報管理局长</u>、統括参事官、参事官又は課長若しくはこれと同等の職にある者、警察署長その他警察本部長が指定する職にある者で、その職務を遂行するため当該庁舎に近接して居住する必要があるものに係る公舎等</p> <p>(2) 略</p>	<p>(定義等) 第2条 この規程において「公舎等」とは、警察職員(一時的に警察職員の身分を離れ、国、知事部局等の職員となる者その他警察職員に準ずる身分を有すると認められる者を含む。以下同じ。)の居住の用に供する建物及びその附属物(これらの敷地を含む。)であって、庁舎と一体をなしているもの以外のものをいう。</p> <p>2 公舎等を次のとおり区分する。</p> <p>(1) 公舎 香川県警察本部長(以下「警察本部長」という。)、香川県警察本部の部長、首席監察官、<u>地域監、統括参事官、政策・国際企画官</u>、参事官又は課長若しくはこれと同等の職にある者、警察署長その他警察本部長が指定する職にある者で、その職務を遂行するため当該庁舎に近接して居住する必要があるものに係る公舎等</p> <p>(2) 略</p>

(香川県警察職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程)

第2条 香川県警察職員の職の設置に関する規程(平成12年香川県警察本部告示第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(警察官、事務職員、研究職員又は保健師をもって充てる職) 第2条 略</p>	<p>(警察官、事務職員、研究職員又は保健師をもって充てる職) 第2条 香川県警察本部に次に掲げる職を置き、警察官、事務職員(職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号)第3条第1項第1号の行政職給料表の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)、研究職員(同項第3号の研究職給料表の適用を受ける職員をいう。)又は同項第4号ウの医療職給料表(三)の適用を受ける保健師をもってこれに充てる。</p>

(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
(4)～(34) 略	(4) <u>文書審査官</u>
2・3 略	(5)～(35) 略
	2・3 略

(香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程)

第3条 香川県警察文書公印規程（平成12年香川県警察本部告示第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公印の種別及び形式等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 警察本部長は、必要があると認めるときは、第1項及び第2項の公印のほか、香川県警察本部（以下「警察本部」という。）の部、部長、<u>地域監及びサイバー・情報管理局长並びに所属（警察本部の課、隊若しくは所若しくは香川県警察学校又は警察署をいう。以下同じ。）及び所属の長の公印を作成することができる。ただし、警察署長印、警察署印、香川県警察本部交通部高速道路交通警察隊長印及び香川県警察本部交通部高速道路交通警察隊長印については、この限りではない。</u></p> <p>(公印の保管)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第2条第4項本文の規定により作成した公印のうち、警察本部の部及び部長の公印は部内の庶務に関する事務をつかさどる課において、地域監の公印は香川県警察本部生活安全部地域課において、<u>サイバー・情報管理局长の公印は香川県警察本部警務部サイバー・情報管理局サイバー対策課において、その他の公印はそれぞれの公印に係る課、隊若しくは所又は香川県警察学校において保管しなければならない。</u></p>	<p>(公印の種別及び形式等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 警察本部長は、必要があると認めるときは、第1項及び第2項の公印のほか、香川県警察本部（以下「警察本部」という。）の部、部長及び<u>地域監並びに所属（警察本部の課、隊若しくは所若しくは香川県警察学校又は警察署をいう。以下同じ。）及び所属の長の公印を作成することができる。ただし、警察署長印、警察署印、香川県警察本部交通部高速道路交通警察隊長印及び香川県警察本部交通部高速道路交通警察隊長印については、この限りではない。</u></p> <p>(公印の保管)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第2条第4項本文の規定により作成した公印のうち、警察本部の部及び部長の公印は部内の庶務に関する事務をつかさどる課において、地域監の公印は香川県警察本部生活安全部地域課において、<u>その他の公印はそれぞれの公印に係る課、隊若しくは所又は香川県警察学校において保管しなければならない。</u></p>

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。